

令和 8 年度 秋の清掃週間実施要領

1 趣 旨

市内の全地域において、各家庭・公共の場所などの清掃活動を行うことを通じて、快適な生活環境を築くとともに、ごみの適正処理やごみ減量・資源再利用について啓発を図ることを目的とします。

2 主 催

盛岡市、盛岡市町内会連合会、玉山地域自治会連絡協議会、盛岡市きれいなまち推進協議会

3 期 間

令和 8 年 9 月 26 日（土）から 10 月 2 日（金）までとします。

4 実施内容

(1) 各家庭、事業所及び地域の取組

ア 各家庭や事業所において、日ごろ清掃の行き届かない場所をきれいにしましょう。

イ 地域内の公園や道路など公共の場所の清掃を行い、地域の環境美化に努めましょう。

ウ ごみのポイ捨てをやめ、行楽地等に出かけたときは、ごみを持ち帰りましょう。

エ ごみの分別や排出時間などのルールを守り、ごみ集積場所をきれいに保ちましょう。

オ 資源として再利用できるものやまだ使えるものは、リサイクル活用しましょう。

カ 事業活動に伴って出るごみは、自己処理責任の決まりに従って処理しましょう。

(2) 盛岡市の取組

ごみの適正処理、ごみの減量、資源再利用などについて、回覧などを通じて周知啓発を図るとともに、清潔の保持などきれいなまちづくりの呼びかけを行います。

5 清掃活動に伴う多量の草や枝の処理

(1) 盛岡・都南地域

多量の草や枝については、通常の収集日程とは別に回収を行いますので、できるだけ集積し、草や枝の排出場所ごとに下記の連絡先へお問い合わせください。問い合わせの際は、回収量・集積場所（住所）について、詳しくお伝えください。

ア 道路（市道）の草や枝

・・・道路管理課 維持係（TEL：019-613-8543）

イ 公園みどり課が所管する公園の草や枝

・・・公園みどり課 花と緑の管理係（TEL：019-639-9057）

ウ その他、清掃活動に伴い発生した草や枝

・・・資源循環推進課（TEL：019-626-3733）

※お問合せをいただいた日から回収まで、1週間程度お待たせする場合があります。

※少量の場合は、通常の分別方法及び収集日程に従って、地域のごみ集積場所にお出してください。

(2) 玉山地域

清掃に伴って発生したごみは、事前に玉山総合事務所住民福祉課（683-3874）に連絡していただき、地区のごみ集積場所の脇に置いておいてください。

6 その他

清掃週間に関わらず、事業所が排出するごみにつきましては、事業活動に伴う「事業系ごみ」となり町内のごみ集積場所には出せませんので、収集許可業者に依頼するか、事業所として市等の処理施設に搬入してください。